

通勤手当の非課税限度額が引上げられました

この度、所得税法施行令の一部改正が行われ、交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が次のように引き上げられました。

1 改正後の非課税限度額

改正後の1か月当たりの非課税限度額は、下の表のとおりです。

2 改正後の非課税規定の適用

改正後の所得税法施行令第20条の2の規定（以下「非課税規定」といいます。）は、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税規定は適用されません。

- (1) 平成26年3月31日以前に支払われた通勤手当
- (2) 平成26年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で4月1日以後に支払われるもの
- (3) (1)または(2)の通勤手当の差額として追加支給されるもの

3 課税済みの通勤手当についての精算

- (1) 既に支払われた通勤手当について

では、改正前の非課税規定を適用したところで所得税および復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算することになります。

（注1）既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算の手続は不要です。

（注2）年の中途に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。

(2) 年末調整の際における精算の具体的な手続は、次のように行います。

イ 既に改正前の非課税規定を適用したところで所得税および復興特別所得税の源泉徴収をした（課税された）通勤手当のうち、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。

ロ 「平成26年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」といいます。）の「年末調整」欄の余白に「非課税となる通勤手当」と表示して、イの計

区分	課税されない金額	
	改正後 (平成26年4月1日以後適用)	改正前
①交通機関または有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度100,000円）	同左
②自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合	31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合	28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	18,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	12,900円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	7,100円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	4,200円
	通勤距離が片道2km未満である場合	(全額課税)
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度100,000円）	同左
④交通機関または有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度100,000円）	同左